

第24期佐世保市農業委員会第6回総会議事録

1 開催日時 令和2年11月27日(金) 13時30分から15時10分

2 開催場所 佐世保市役所 1階 イベントホール

3 出席農業委員(19名)

委員 1番	有馬 秀志	委員 11番	近藤 誠
委員 2番	川上 宗康	委員 12番	伊賀崎 典正
委員 3番	阿波 茂敏	委員 13番	水口 一男
委員 4番	中里 政義	委員 14番	田中 広昭
委員 5番	八並 秀敏(会長)	委員 15番	西尾 政喜
委員 6番	浦 清一	委員 16番	赤木 行秀
委員 7番	川口 勇二	委員 17番	松永 信義(副会長)
委員 8番	小川 憲市	委員 18番	内野 正実
委員 9番	牟田 昇	委員 19番	大宅 和子
委員 10番	辻 茂樹		

4 欠席農業委員

無し

5 出席推進委員(18名)

針尾地区	原 和文	皆瀬地区	山口 良行
江上地区	北村 憲治	中里地区	永田 富士夫
宮地区	坂口 要	相浦、九十九地区	富川 利光
三川内地区	迎 篤之	吉井地区	末永 広幸
早岐地区	久野 利幸	世知原地区	尾崎 修平
日宇地区	磯本 安男	宇久地区	畠中 辰秀
佐世保地区	松永 豊吉	小佐々地区	松田 眞
柚木地区	宮崎 敦	江迎地区	小川 憲人
大野地区	村田 司	鹿町地区	松田 庄二

6 欠席推進委員

無し

7 農業委員会事務局職員

事務局局長	中里 忠義
事務局次長	菊永 朋美

事務局係長 博多屋 孝昭
事務局係長 天羽 孝太郎
事務局主査 藤 和弘
事務局主査 岩佐 隆志
事務局主査 岩崎 孝典
事務局主任主事 田中 豊
事務局主任主事 牟田 雄介

8 議事日程

議事録署名委員の指名

第46号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
第47号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
第48号議案 佐世保農業振興地域整備計画変更に伴う農地転用との調整等について
第49号議案 佐世保農業振興地域整備計画変更に伴う農用地区域への編入について
第50号議案 非農地証明願について
第51号議案 非農地通知について
第52号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
第53号議案 農用地利用集積計画（案）について
第54号議案 農用地利用集積計画【農地中間管理事業】（案）について
第55号議案 農用地利用配分計画（案）について
第56号議案 農用地利用集積計画一括方式【農地中間管理事業】（案）について
第57号議案 令和2年度遊休農地所有者への利用意向調査の実施について（案）

報告1 農地法第3条の3の規定による届出の報告について
報告2 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について
報告3 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について
報告4 裁判所及び法務局への農地現況回答について
報告5 都市計画法に係る開発事前協議開催状況について
報告6 農用地利用集積・配分計画解約通知について

9 会議の概要

副会長 皆さま、こんにちは。佐世保市農業委員会第6回総会を開会いたします。一、開会。
①会長挨拶。

会長 皆さま、こんにちは。
師走ももうすぐとなり、皆さま何かと忙しいことかと思います。
一昨日、市長へ農地利用の最適化に関する意見書を提出しましたが、何かと前向きな

回答をいただきました。

今日は第6回の総会ということでございますが、今期新しく委員になられた皆様におかれましても、そろそろ慣れてこられたことと思います。

十分にご審議とスムーズな会の進行をお願いしまして、私の挨拶とさせていただきます。

副会長 それでは②委員定足数報告を事務局よりお願いいたします。

事務局 はい、事務局です。委員の定足数についてご報告いたします。本日、欠席委員はございませんので、委員総数19名中19名の出席により、過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び佐世保市農業委員会会議規則第6条の規定により、本総会が成立していることをご報告いたします。

なお、推進委員についても全員出席です。以上です。

副会長 ありがとうございます。それでは、③議事録署名人については、12番 伊賀崎典正委員、13番 水口一男委員、補充として14番 田中広昭委員をお願いいたします。

議長 それでは早速、議事に入らせていただきます。

第46号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局説明をお願いします。

事務局 はい、第46号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、ご説明いたします。

説明に入る前に、今回の申請案件に関連しますので、その他事務局報告事項として本日資料を配付しております違反転用事案の指導状況について先行して報告させていただきます。よろしくお願いいたします。

お手元に配付しています「その他1違反転用事案報告について」の資料をご覧ください。

資料のとおり、追認許可相当との県の判断があり、今回の第46号議案の第4条許可申請案件の3番として、顛末書の添付により、上程しております。

さて、議案の説明に入らせていただきます。

1番、宮地区。申請者は記載のとおりです。申請地所在は、長畑町の2筆のそれぞれ一部。地目は、登記畑、田、現況畑です。面積は2筆合計2,705.68㎡。転用目的は貸駐車場、施設は貸駐車場86台分。耕作者あり。農地区分は、農振内白地で10ha未満の小集団農地の第2種農地に該当いたします。

参考事項としまして、こちらは、上長畑集落センターから南西に約100mの位置にあります。

被害防除計画の内容としては、造成計画、整地のみ行う。砕石仕上げとし、隣接農地の境界には土留めをする。日照通風、建築は行わないため、日照、通風に影響はない。

排水計画は、雨水は自然流下、汚水、生活雑排水は生じない。添付書類は記載のとおりです。

2番、佐世保地区。申請者は記載のとおりです。申請地所在は、白木町の2筆。地目は登記畑、現況畑です。面積は250㎡。転用目的は駐車場、農作業場で、施設は自己用駐車場、露天5台分。耕作者あり。農地区分は農振外で、10ha未満の小集団農地の第2種農地に該当いたします。

参考事項としまして、こちらは、白南風小学校から北に約330mの位置にあります。

被害防除計画の内容としては、造成計画、盛土最高1.0m。スロープを作り、砂利敷きを行う。土留めをし、スロープ部分に擁壁を設ける。日照通風、建築は行わない。建築物もなし。排水計画は、雨水は水路放流、汚水、生活雑排水は、生じない。添付書類は記載のとおりです。

3番、鹿町地区。こちらが冒頭に報告した「その他1違反転用事案報告について」の1番に係る申請になります。申請者は記載のとおりです。申請地所在は、鹿町町中野。地目は、登記田、現況宅地です。面積は460㎡。転用目的は牛舎、運動場で、施設は牛舎108㎡、運動場。耕作者なし。農地区分は、農振内白地で10ha未満の小集団農地の第2種農地に該当いたします。

参考事項としまして、こちらは、潮音院から南に約130mの位置にあります。

被害防除計画の内容としては、造成計画、整地のみ行う。日照通風、昭和35年施設の整備以降、周囲に被害は発生していない。排水計画は、雨水は自然流下、汚水、稲わら吸着による堆肥化。生活雑排水は生じない。添付書類は記載のとおりです。

以上です。ご審議よろしくお願いたします。

議長 はい、それでは地区担当委員の調査結果を求めます。1番宮地区。

3番 3番阿波です。11月22日に坂口推進委員と共に、申請者同行のもと、現地を見てまいりました。こちらは、8月の総会において農用地区域からの除外の申出があった案件で、清掃工場の事業拡大に伴い、駐車場が不足しているということで、申請がまっているものです。

台数が多く、まとまった面積が必要ということで、隣接地は申請者の所有でもあることから、近隣農地への支障はないと見てまいりました。

議長 はい、それでは地区担当推進委員の意見を求めます。

坂口委員 推進委員の坂口です。先ほど阿波委員が言われたとおりで、被害防除計画のとおり施工していただければ、地域の営農への影響もあまりないと思われ、問題はないと見てまいりました。

議長 続きまして、2番佐世保地区。

7 番 7 番川口です。11月23日に松永推進委員と、地主さんの説明を受けながら調査をいたしました。こちらは里道を挟んで市街化区域、市街化調整区域に分かれている場所で、宅地も多く、他の農地への影響も無いと考えられ、問題はないと見てまいりました。以上です。

議 長 次に、地区担当推進委員の意見を求めます。

松永委員 佐世保地区の松永です。川口委員が申されたとおりで、問題はないと思います。

議 長 続きますして、3番鹿町地区。

18番 18番内野です。11月24日に松田推進委員と一緒に現地を見てまいりました。さきほど違反転用事案として事務局から説明があったとおりで、やむを得ないと見てまいりました。以上です。

議 長 次に、地区担当推進委員の意見を求めます。

松田委員 鹿町地区の松田です。さきほど内野委員から説明あったとおりです。問題はないと思います。

議 長 この案件について、何かご意見等ある方はいらっしゃいますか。

15番 15番、西尾です。1番の案件ですが、2筆の畑を約500㎡ずつ残しての転用計画ですが、どちらかに集約して、1筆の畑を多く残すことはできなかったのでしょうか。

事務局 はい。こちらの2筆ですが、現状は1枚の畑になっておりまして、東西に2筆に分かれているものを、南北に分筆する計画となります。

現在は接道に沿って手前に一筆、その奥にもう一筆と分かれていますので、現在の筆界によって計画すると農地への進入が困難になることから、転用地並びに農地それぞれが道路に接するように分筆して利用するものです。

議 長 それでは、他に何かご意見等ある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 異議・意見がないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 賛成多数ですので、第46号議案については、許可相当として県に進達いたします。
次に、第47号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、第47号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご説明します。

1番、江上地区。借受人、貸渡人は記載のとおりです。申請地所在は、江上町。地目は、登記田、現況遊休農地。面積は1,291㎡です。転用目的は長屋住宅。権利は、使用貸借権設定です。施設は、長屋住宅2棟木造2階建、延床面積413.53㎡。耕作者なし。農地区分は、農振内白地で10ha未満の小集団農地の第2種農地に該当いたします。

参考事項としまして、こちらは鳥越バス停より西に約200mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、盛土、最高0.2m、切土、最高0.1m。土留め工事をする擁壁を設ける。日照通風、建物高を加減、7.6m程度。排水計画、雨水は水路放流。汚水・生活雑排水は合併浄化槽から水路放流。添付書類は記載のとおりです。

2番、中里地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、中里町。地目は、登記畑、現況畑。面積は583㎡です。転用目的は露天駐車場。権利は、所有権移転売買です。施設は、自己用駐車場3台分、貸駐車場13台分。耕作者あり。農地区分は、農振内白地で10ha未満の小集団農地の第2種農地に該当いたします。

参考事項としまして、こちらは県北家畜保健所より北西へ約130mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、現状のまま利用する。土地の整地のみ行い、砂利敷とする。日照通風、建築物を建設しないため、影響を及ぼすことはない。排水計画、雨水は水路放流。汚水・生活雑排水は生じない。添付書類は記載のとおりです。

3番、江迎地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、江迎町七腕。地目は、登記畑、現況畑。面積は1,960㎡です。転用目的は建設発生土再利用改良土製造場、資材置場。権利は、所有権移転売買です。施設は、資材置場1,560㎡、通路400㎡。耕作者あり。農地区分は、農振内白地で10ha未満の小集団農地の第2種農地に該当いたします。参考事項としまして、こちらは堤原ため池から南へ約760mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、整地のみ行う。日照通風、建物の建設は行わず、隣接農地との間に畦畔があり、敷地は明確に区分されており、環境の変化はほとんどない。雨水は自然流下。汚水・生活雑排水は生じない。添付書類は記載のとおりです。

以上です。ご審議よろしくお願いたします。

議長 はい、それでは地区担当委員の調査結果を求めます。1番江上地区。

2番 2番川上です。11月25日に北村推進委員、貸渡人と現地確認を行いました。

貸渡人と借受人は親子関係でございまして、周辺の農地も貸渡人の所有で、市道と農道に囲まれた所でもありますので、周辺に対する影響についても特に問題はないと思います。以上です。

議長 次に、地区担当推進委員の意見を求めます。

北村委員 江上地区の北村です。いま川上委員がおっしゃったとおり、周囲の農地に影響はなく、問題はないと思います。

議長 続きまして、2番中里地区。

11番 11番近藤です。11月24日に永田推進委員と現場を見てまいりました。住宅に囲まれておりまして、周囲に農地はなく、問題はないと見てまいりました。以上です。

議長 次に、地区担当推進委員の意見を求めます。

永田委員 中里地区の永田です。近藤委員の報告のとおり、問題ないと見てまいりました。以上です。

議長 続きまして、3番江迎地区。

17番 17番松永です。11月23日に小川推進委員と現地を見てまいりました。事業所に隣接する場所ですが、廃材のコンクリートの破碎処理とその積み出し場にしたいということで、周辺は山林と事業用地が多く、問題はないと見てまいりました。

議長 次に、地区担当推進委員の意見を求めます。

小川憲人委員 江迎地区の小川です。松永農業委員がおっしゃったとおりで、今年8月に農用地の除外申出があった場所です。その際にも報告しましたとおり、周りへの影響も無いと思われ、問題ないと考えます。

議長 これらの案件について、何かご意見等ある方はいらっしゃいますか。

委員 (なし)

議長 異議・意見がないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 賛成多数ですので、第47号議案については、許可相当として県に進達いたします。
続きまして、第48号議案 佐世保農業振興地域整備計画変更に伴う農地転用との調整等について事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、第48号議案 佐世保農業振興地域整備計画変更に伴う農地転用との調整等について、ご説明します。

1番、針尾地区、転用者、台帳名義人は記載のとおりです。申請地所在は、針尾中町の2筆。地目は、台帳雑種地、山林、現況雑種地、山林。面積は2筆合計で494㎡です。転用目的は分家住宅です。施設は、住宅1棟、木造平屋建て、建築面積127.52㎡、車庫1棟、37.67㎡。耕作者なし。農地区分は、現在農用地の農業用施設用地、樹園地となっていますが、農用地区域からの除外確定後は非農地です。こちらは、名倉集会所付近に位置します。変更理由は記載のとおりです。変更内容は、農用地区域からの除外で、分家住宅の建設です。

2番、江上地区、転用者、台帳名義人は記載のとおりです。申請地所在は、指方町の1筆の一部。地目は、台帳原野、現況原野。面積は330㎡です。転用目的は、一般住宅用地。施設は、住宅1棟。木造2階建て、建築面積72㎡。耕作者なし。農地区分は、現在農用地の田となっていますが、農用地区域からの除外確定後は非農地です。こちらは、JAながさき西海みかん選果所付近に位置します。変更理由は記載のとおりです。変更内容は、農用地区域からの除外で一般住宅の建設です。

3番、相浦、九十九地区、転用者、台帳名義人は記載のとおりです。申請地所在は、母ヶ浦町の2筆、小野町の10筆の計12筆。地目は、台帳田、雑種地、公衆用道路、ため池。現況遊休農地。面積は12筆合計9,590㎡です。転用目的は宅地造成、宅地54区画で、併用地あり、事業全体面積は18,725㎡です。耕作者なし。農地区分は、現在農用地の田となっていますが、農用地区域からの除外確定後は第2種農地に該当する見込みです。こちらは、曲田橋付近に位置します。変更理由は記載のとおりです。変更内容は、農用地区域からの除外で、宅地造成です。

4番、江迎地区、転用者、台帳名義人は記載のとおりです。申請地所在は、江迎町中尾。地目は、台帳田、現況畑。面積は149㎡です。転用目的は倉庫建設及び駐車場、露天。施設は、倉庫1棟木造平屋建て、建築面積19.87㎡、事業用駐車場3台分。併用地ありで全体面積は249.89㎡です。耕作者あり。農地区分は、現在農用地の田となっていますが、農用地区域からの除外確定後は第2種農地に該当する見込みです。こちらは、中尾公民館付近に位置します。変更理由は記載のとおりです。変更内容は、農用地区域からの除外で、倉庫及び駐車場の整備です。

5番、江迎地区、転用者、台帳名義人は記載のとおりです。申請地所在は、江迎町北田の2筆。地目は、台帳畑、現況遊休農地。面積は2筆合計2,261㎡です。転用目的は、事務所建築、機械倉庫、駐車場等。施設は事務所1棟、軽量鉄骨造平屋建、建築面積173.5㎡。機械倉庫、コンテナ2個各21.73㎡。駐車場15台分。耕作者なし。農地区分は、現在農用地の畑となっていますが、農用地区域からの除外確定後は

第2種農地に該当する見込みです。こちらは、根引池付近に位置します。変更理由は記載のとおりです。変更内容は、農用地区域からの除外で事務所建築等の整備です。

6番、鹿町地区、転用者、台帳名義人は記載のとおりです。申請地所在は、鹿町町口ノ里。地目は、台帳田、現況山林。面積は1,524㎡です。転用目的は、建設資材置場及び倉庫建設。施設は、倉庫1棟、木造平屋建、建築面積96㎡。耕作者なし。農地区分は、現在農用地の田となっていますが、農用地区域からの除外確定後は非農地です。こちらは、黒口浦付近に位置します。変更理由は記載のとおりです。変更内容は、農用地区域からの除外で資材置場及び倉庫の整備です。

以上、農用地区域の除外等の申出に関し、佐世保市長より農業委員会に意見照会がなされたものです。総会での審議結果を農業委員会の意見として農業畜産課に回答します。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 それでは地区担当委員の調査結果を求めます。1番針尾地区。

1 番 1番有馬です。本件につきましては、11月26日に原推進委員と共に現地を確認しました。転用者と所有者は、孫と祖父の関係でして、変更理由にありますとおり、両親の介護や農作業のために分家住宅が必要ということで、この場所を選定したということです。周りにみかん園がありますが、影響がない場所ですので、別に問題はないと確認してまいりました。以上です。

議 長 次に、地区担当推進委員の意見を求めます。

原 委員 針尾地区の原です。有馬委員の報告のとおり、特に問題はないと見てまいりました。以上です。

議 長 次に、2番江上地区。

2 番 2番川上です。11月25日に北村推進委員と現地確認を行いました。周辺は住宅が増えており、農地への影響も無い場所であり、問題はないと見てまいりました。

議 長 次に、地区担当推進委員の意見を求めます。

北村委員 江上地区の北村です。いま川上委員がおっしゃったとおり、農地への影響はなく、問題はないと思います。以上です。

議 長 次に、3番、相浦、九十九地区。

1 2 番 12番伊賀崎です。11月24日に富川推進委員並びに転用者と現地を見てまいりました。面積が1haほどありまして、かなり広くございますが、耕作放棄地になってお

りまして、耕作する人もおらず、周りも住宅地になっており、土地自体も湿地のような状態ですので、宅地への転用については特に問題ないと見てまいりました。以上です。

議 長 次に、地区担当推進委員の意見を求めます。

富川委員 相浦、九十九地区の富川です。この計画地の隣が小野川になっており、数年ごとに堆積した土砂を搬出する作業が発生していますので、転用計画に際しては、河川沿いの道路の拡幅等、小野川の管理についても配慮するよう転用者に求めたところ です。以上です。

議 長 次に、4番、5番、江迎地区。

1 7 番 17番松永です。11月23日に小川推進委員と現地調査を行ってまいりました。4番の案件につきましては、県道沿いの土地で、住宅に囲まれており、他の農地への影響も無く、特に問題ないと見てまいりました。5番の案件につきましては福祉施設に係る計画で、遊休農地であり、周辺農地への影響も無いため、問題ないと見てまいりました。以上です。

議 長 次に、地区担当推進委員の意見を求めます。

小川憲人委員 江迎地区の小川です。4番、5番とも、他の農地へ影響を及ぼすような場所ではないため、問題ないと思います。以上です。

議 長 次に、6番鹿町地区。

1 8 番 18番内野です。11月24日に松田推進委員と現地を確認いたしました。登記地目は田となっていますが、現況は山林化しておりまして、農地に戻すことは困難と判断され、また、他の農地へ影響を与える恐れも無く、問題ないと見てまいりました。以上です。

議 長 次に、地区担当推進委員の意見を求めます。

松田委員 鹿町地区の松田です。いま、内野委員から説明がありましたとおりで、かなり荒れた土地でして、有効利用されることで有害鳥獣の数も減るのではないかと考えられますので、問題ないと思います。以上です。

議 長 それでは、何かご意見等ある方はいらっしゃいますか。はい、西尾委員。

1 5 番 15番、西尾です。3番の案件ですが、登記地目が公衆用道路となっている土地が含

まれています。利用者があった場合、問題が起きないのか心配されますが、いかがでしょうか。

事務局 はい。こちらは個人所有の公衆用道路で、以前は周辺の土地と一体的に農地として利用されていたということであり、現況は遊休農地となっております、道路として利用する人はおりませんので、問題はありません。

議長 いずれにしましても、農用地からの除外につきましては、周辺の農用地の利用に支障が無いよう慎重に判断しなければならないと思います。除外後は転用申請がなされることとなりますので、そのことを鑑みて、地区の担当委員さんは確認をお願いしたいと思います。

ほかにご意見等ある方はいらっしゃいますか。阿波委員。

3 番 3番阿波です。全般的なことでお尋ねしたいのですが、地目が農地以外のものについても意見照会がっておりますが、これはどこかの時点で現況が農地だったということでの農業委員会への意見照会でしょうか。

事務局 まず、農用地区域につきましては、農地のほか、それに付随する土地も一団の土地として一体的に指定されており、本来であれば、農地利用が見込めない雑種地や山林・原野については全体見直しの際に除外されるべきですが、その見直し作業が進んでいない状況で、地目が農地以外の土地についても農用地区域からの除外手続きが必要となります。

意見照会につきましては、農業振興地域の整備に関する法律によりまして、農用地の除外に際しては、必ず農業委員会の意見回答をもって県へ協議を行うことになっております。

これらのことから、地目が農地以外のものにつきましても意見照会がなされ、農業委員会から意見回答する必要があるものです。

農業委員会としましては、その周辺の農地に影響がないかということ判断して回答することになります。

3 番 3番阿波です。次の議案の農用地への編入の申出との関係がよく分からないのですが、現況主義ということであれば編入については市で判断して行ってよいのではと思います。これについても申出を受けて行う形となっている。どう考えていいのでしょうか。

事務局 農用地区域に入れるべき土地につきましては、10haのまとまりのある農地のほか、基盤整備がされた農地、市が農業振興上必要と判断した農地の大きく3のパターンが挙げられます。

全体見直しの際にはこれらを改めて判断して農用地区域を見直していきませんが、市が農業振興上必要かどうか判断するにあたっては、その時の耕作者の営農継続の意思等も

関係してまいりますことから、農用地に編入しない農地もあるものです。以上です。

議 長 ほかにご意見等ある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 異議・意見がないようですので、採決に移ります。この案件につきまして、賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございました。第48号議案について、賛成多数ですので、審議結果を農業委員会の意見として農業畜産課に回答します。

 続きまして、第49号議案 佐世保農業振興地域整備計画変更に伴う農用地区域への編入について事務局の説明をお願いします。

事 務 局 はい、第49号議案 佐世保農業振興地域整備計画変更に伴う農用地区域への編入について、ご説明します。

 一部訂正がありましたので、本日、差替え分を配付しております。そちらをご覧ください。

 1番、針尾地区。申出者は記載のとおりです。申請地所在は、針尾中町の3筆。地目は、登記畑、現況畑。面積は3筆合計で、787㎡で、対象作物はみかんです。土地の名義人は記載のとおりで、編入予定の農地区分は、農用地区域（樹園地）です。こちらは、石郷谷池付近にあり、変更理由は記載のとおりです。変更内容は農用地区域への編入、樹園地です。

 2番、宮地区。申出者は記載のとおりです。申請地所在は、萩坂町。地目は、登記畑、現況樹園地。面積は2,056㎡で、対象作物はみかんです。土地の名義人は記載のとおりで、編入予定の農地区分は、農用地区域（樹園地）です。こちらは、城間集落センター付近にあり、変更理由は記載のとおりです。変更内容は農用地区域への編入、樹園地です。

 3番、早岐地区。申出者は記載のとおりです。申請地所在は、重尾町の6筆。地目は、登記山林、田、現況畑。面積は6筆合計13,109㎡で、対象作物はみかんです。土地の名義人は記載のとおりで、編入予定の農地区分は、農用地区域（樹園地）です。こちらは、二つ岳公園付近にあり、変更理由は記載のとおりです。変更内容は農用地区域への編入、樹園地です。

 4番、柚木地区。申出者は記載のとおりです。申請地所在は、里美町の3筆。地目は、登記畑、田、現況、畑。面積は3筆合計1,262㎡で、対象作物は飼料作物です。土地の名義人は記載のとおりで、編入予定の農地区分は、農用地区域（田）です。こちらは、立川橋付近にあり、変更理由は記載のとおりです。変更内容は農用地区域への編入、

田です。

以上、農用地区域への編入の申出に関し、佐世保市長より農業委員会に意見照会がなされたものです。総会での審議結果を農業委員会の意見として農業畜産課に回答します。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 それでは地区担当委員の調査結果を求めます。1番針尾地区。

1 番 1番有馬です。11月26日に原推進委員と現場確認に行っていました。
この農地につきましては、石郷谷池の堤とう工事の際に出た土を使って農地改良が行われ、一枚の農地となっております。
申出人が今後みかんの事業を行うためには農用地への編入が必要ということでの申出です。何ら問題ございません。

議 長 次に、地区担当推進委員の意見を求めます。

原 委 員 針尾地区の原です。有馬委員が言われるとおりに、何ら問題ありません。

議 長 次に、2番宮地区。

3 番 3番阿波です。11月22日に坂口推進委員と現地を見てまいりました。こちらは現在も樹園地として使われておられて、改植等の事業を今後実施できるようにということでの編入の申出で、今後も継続して樹園地として使っていくということでございますので、特に問題はないと見てまいりました。以上です。

議 長 次に、地区担当推進委員の意見を求めます。

坂口委員 宮地区の坂口です。ただいま、阿波委員が申されたとおりでありまして、何ら問題ないと見てまいりました。

議 長 次に、3番は早岐地区ですので、私の方から報告させていただきます。
11月24日に久野推進委員と現地を見てまいりました。
申出人の方は新規就農者でありまして、農地を求めていたところ今回の土地が空いていたということで、みかんを植えたいと頑張っておられ、問題ないと見てまいりました。以上です。

議 長 次に、地区担当推進委員の意見を求めます。

久野委員 早岐地区の久野です。いま、会長が言われたとおりで、何ら問題ないと見てまいりました。以上です。

議 長 次に、4番柚木地区。

8 番 8番小川です。11月24日に宮崎推進委員と現地確認をいたしました。
3筆ですが、圃場は一枚で広く、現在飼料作物を作られており、問題ないと見てまいりました。以上です。

議 長 次に、地区担当推進委員の意見を求めます。

宮崎委員 柚木地区の宮崎です。長年、酪農家の飼料畑となっている場所です。問題ないと思います。以上です。

議 長 それでは、第49号議案について何かご意見等ある方はいらっしゃいますか。はい、浦委員。

6 番 6番、浦です。4番の案件ですが、3筆のうちの1筆の登記地目が畑となっていて、現況が畑、編入予定の農地区分が田となっています。また、中山間地域直接支払事業上、畑はその地域が畑地の指定を受けていないと協定に含めることができなかつたのではと思いますが、いかがでしょうか。

事務局 はい。3筆併せて1枚の農地になっておりまして、大半が登記地目上「田」となっていることから農用地区域の田に編入されるもので、農業畜産課からは田畑いずれであっても問題は無いと聞いております。

審議結果の回答の中で、事業要件に合致した用途区分になっているのかとの意見を付させていただければと思います。

議 長 4番につきましては、浦委員がおっしゃったことを意見として付して、審議結果を回答します。ほかにご意見等ある方はいらっしゃいますか。はい、西尾委員。

15番 15番、西尾です。対象作物がすべて「みかん」と表記されていますが、もし温州みかん以外であれば「柑橘類」が適切かと思しますので、表記については正しくお願ひしたいと思ひます。以上です。

議 長 他に何かご意見等ある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 異議・意見がないようですので、採決に移ります。この案件につきまして、賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 ありがとうございます。第49号議案について、賛成多数ではありますが、先ほど出ました意見を付しまして、審議結果を農業委員会の意見として農業畜産課に回答します。

次に、第50号議案 非農地証明願について、事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、第50号議案 非農地証明願について、ご説明いたします。

1番、佐世保地区。願出人は記載のとおりです。土地の所在は、比良町。地目は、登記畑、現況宅地。面積は414㎡です。願出の理由としては、昭和23年以前に住居として建物を建築。その後、平成10年4月頃に建物を取り壊した。現在に至るまで農地として活用することなく、宅地として管理している。参考事項としまして、こちらは、比良町バス停から北に約50mの位置にあり、市街化区域で、事由の②-1に該当します。

2番、大野地区。願出人は記載のとおりです。土地の所在は、原分町。地目は、登記田、現況公衆用道路。面積は21㎡です。願出の理由としては、昭和55年11月11日、競売にて落札。移転した時点において既に公衆用道路として利用されていた。現在に至るまで農地に復元されることなく、公衆用道路として利用されている。参考事項としまして、こちらは、岩下洞穴入り口バス停から西に約250mの位置にあり、市街化区域で、事由の②-3-6に該当します。

以上です。ご審議よろしく願いいたします。

議長 それでは、地区担当委員の調査結果をお願いいたします。1番佐世保地区。

7番 7番川口です。11月23日に松永推進委員と現地を見てまいりました。72年ほど前に家を建てられたとのことですが、現在は解体され、宅地の状態で残っております。市街化区域でもありますので、特に問題は無いと見てまいりました。以上です。

議長 それでは、地区担当推進委員の意見を求めます。

松永委員 佐世保地区の松永です。いま、川口委員が申されたとおり、問題ないと思います。以上です。

議長 次に、2番大野地区。

9番 9番牟田です。11月24日に村田推進委員と現地調査を行いました。現地は住宅街で願出の理由のとおり公衆用道路として利用されており、問題ございませんでした。以上です。

議 長 それでは、地区担当推進委員の意見を求めます。

村田委員 大野地区の村田です。ただいま牟田委員が言われたとおり、住宅地の中の道路となっており、特に問題ないと見てまいりました。

議 長 第50号議案について、何かご意見等ある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 ないようでございますので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第50号議案について、非農地証明書を交付することといたします。

次に、第51号議案 非農地通知について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 はい、第51号議案非農地通知について説明いたします。

今回の非農地通知案件は、254筆で面積が170,184.31㎡です。これまでの利用状況調査の結果、B判定、山林または原野としていたものです。

本総会で承認していただいた分については、所有者に対し非農地通知書を発出し、併せて関係機関に非農地リストを提出いたします。

以上ですが、156番と、194番の案件は末永推進委員が申請代理人となっておりますので、末永推進委員には一時退席していただいた上で、ご審議していただけたらと考えております。よろしく願いいたします。

議 長 はい、それでは156番と194番について先行審議をしたいと思います。末永推進委員は一時退席をお願いします。

～ 末永推進委員退席 ～

議 長 156番並びに194番の案件について、何かご意見等ある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 賛成多数ですので、156番並びに194番の案件については、非農地通知を発出することといたします。末永推進委員は入室願います。

～ 末永推進委員着席 ～

議長 それでは、156番、194番を除く残りの案件について、何かご意見等ある方はいらっしゃいますか。

委員 (なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 賛成多数ですので、第51号議案については、非農地通知を発出することといたします。

続きまして、第52号議案 農地法第3条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、第52号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、説明いたします。

1番相浦、九十九地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地依ヶ浦町の1筆、地目は登記畑、現況畑。面積52㎡、農振外区域、権利の種類は所有権移転贈与、譲受人の経営状況等は記載のとおりです。

以上1件、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えます。ご審議よろしく願いいたします。

議長 ただいまの案件につきまして、地区担当委員の調査結果をお願いします。

12番 12番伊賀崎です。11月24日に富川委員と現地調査を行いました。良く管理をされている農地で、譲受人も農業に熱心な方ですので、問題はないと見てまいりました。以上です。

議長 それでは、地区担当推進委員の意見を求めます。

富川委員 相浦、九十九地区富川です。伊賀崎委員が言われたとおり、何も問題ないと思います。

議 長 それではこの案件につきまして、何かご意見等ある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第52号議案につきましては、許可することとします。
続きまして、第53号議案 農地利用集積計画(案)について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 はい、第53号議案 農用地利用集積計画(案)について、ご説明いたします。
利用権の設定は、宮地区1件、江迎地区2件の計3件。
氏名並びに権利の内容等につきましては、記載のとおりです。
以上、ご審議よろしくお願いたします。

議 長 以上の案件について、何かご意見等ある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 異議・意見がないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第53号議案は全て承認されましたので、(案)を削除願います。
続きまして、第54号議案 農用地利用集積計画【農地中間管理事業】(案)について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 はい、第54号議案 農用地利用集積計画【農地中間管理事業】(案)について、ご説明いたします。
農地中間管理事業に係る利用権設定につきまして、三川内地区6件、早岐地区1件、中里地区2件、吉井地区1件で合計10件の申し出がありました。
氏名並びに権利の内容等は、記載のとおりです。
ご審議よろしくお願いたします。

議 長 第54号議案につきまして、質問がある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 異議・意見がないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。第54号議案の農用地利用集積計画【農地中間管理事業】を承認します。(案)を削除願います。

次に、第55号議案 農用地利用配分計画(案)について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 はい、第55号議案 農用地利用配分計画(案)についてですが議案説明の前に今議案に関連して配分解約通知がなされておりますので、報告6を先にご報告いたします。35ページをご覧ください。報告6農用地利用集積・配分計画解約通知について、早岐地区3件、柚木地区1件の計4件受理しております。以上ご報告いたします。

それでは、議案に戻ります。

第55号議案 農用地利用配分計画(案)について、ご説明いたします。

農地中間管理事業に係る農用地利用配分につきまして、三川内地区3件、早岐地区2件、中里地区1件、吉井地区1件で、合計7件計画されています。

こちらは、佐世保市長より、農業委員会に対して、利用配分計画を受ける者が妥当であるかの意見照会がなされたもので、第54号議案で審議された農用地利用集積計画の公告が完了した後に、総会での審議結果を農業委員会の意見として農業畜産課へ回答いたします。

ご審議よろしく願いいたします。

議 長 この件について質問がある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 異議・意見がないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。第55号議案についてはすべて承認されましたので、審議結果を農業委員会の意見として農業畜産課へ回答いたします。

次に、第56号議案 農用地利用集積計画一括方式【農地中間管理事業】(案)について、事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、第56号議案 農用地利用集積計画一括方式【農地中間管理事業】(案)について、ご説明いたします。

農地中間管理事業に係る一括方式による利用権設定につきまして、相浦、九十九地区1件の申し出がありました。

氏名並びに権利の内容等は、記載のとおりです。

こちらは、コロナ対策の関係で急ぎの案件でもあったため、開始日が1か月早くできる一括方式となっております。今後、急ぎの案件等、一括方式を段階的に増やしていく予定と農業畜産課に確認しております。

ご審議よろしくお願いたします。

議長 一括方式について改めて説明を事務局からお願いします。

事務局 はい、一括方式は貸し手と借り手がすでに決まっている場合に集積計画と配分計画をまとめて行う方法で開始日を1か月早めることができます。

なお、集積の段階で借り手が決まっていなければ今までどおり集積計画のみになりますし、すでに集積が済んでいる場合で借り手が決まった場合は配分計画のみになります。以上です。

議長 この件について質問がある方はいらっしゃいますか。

委員 (なし)

議長 異議・意見がないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 ありがとうございます。第56号議案については承認されましたので、審議結果を農業委員会の意見として農業畜産課へ回答いたします。

次に、第57号議案 令和2年度遊休農地所有者への利用意向調査の実施について(案)について、事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、第57号議案令和2年度遊休農地所有者への利用意向調査の実施について(案)についてご説明いたします。

1、調査方針、農地の遊休化は、限られた資源である農地の活用、近隣の農地利用への影響等の点から好ましくなく、今後の農業振興を図るうえからも、その解消を図るこ

とが重要である。そこで、農業委員会では、遊休農地の農業上の利用の増進を図るため、農地法第32条による利用意向調査を実施する。

2、調査対象、農地パトロール（農地法第30条第1項に基づく利用状況調査）により農地の利用状況等についての調査を行い、遊休農地及び耕作者が不在又は不在となるおそれのある農地があるときは、その農地の所有者等（所有者又は所有権以外の使用収益者、共有農地の過半の持分を有する所有者等がわかる場合はその所有者等すべての者）に対し調査を行う。遊休農地については、詳細説明記載のとおりです。

3、調査方法、調査書及び返信用封筒の郵送による。

4、調査内容、農地の利用意向について、以下を確認する。1農地中間管理事業を利用する（※農業振興地域内の農地についてのみ選択可）2自ら所有権移転又は賃借権その他の使用収益を目的とする権利の設定若しくは移転を行う。3自ら耕作する。4その他。

5、調査時期、令和2年11月28日から令和3年1月31日です。

本日配付しております「意向調査における農業委員、推進委員の活動方法について（案）当日配付資料」をご覧ください。

今年の8月まで行っていただいた農地利用状況調査の結果において、新たに遊休農地（A判定）となった農地の所有者等に今後の意向を確認するものです。調査書及び返信用封筒を対象者に郵送しますので、委員のみなさまにおかれましては、問い合わせ等があった際は、調査の趣旨等を説明のうえ、調査書を返信用封筒に入れて回答するよう促してください。

今回の意向調査対象農地は、お配りしている全体リストのとおり、全部で82筆、面積66,765.57㎡となっております。リストについては、所有者の居住地をもとに地区ごとに分けています。不明な点等ございましたら事務局までお尋ねください。

本日ご承認いただけましたら、速やかに対象者あてに発送処理を行います。想定される問い合わせの内容等を記載しておりますのでご覧ください。この意向調査にかかる活動については、記入例を参考に、必ず「農地利用最適化推進業務活動報告書」に記録してください。

参考のため、対象者へ送付する鑑文、意向調査について（お願い）、回答していただく調査書及び記入例を添付しております。農業振興地域内の遊休農地においては、6か月経過しても未回答の場合や回答どおりの利用が図られていない場合について、農地中間管理機構との協議の勧告がなされ、対象農地の課税が強化されることとなりますので、問い合わせ等ありましたら、十分ご説明いただくようお願いいたします。以上で説明を終わります。ご審議よろしく願いいたします。

議 長 この件について質問がある方はいらっしゃいますか。

委 員 （なし）

議 長 異議・意見がないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願い

いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 ありがとうございます。第57号議案については承認されましたので、(案)を削除願います。

これで、議案審議が終了しましたので、報告案件に移ります。

事務局の説明をお願いします。

事務局 報告1 農地法第3条の3の規定による届出について、1件の相続の届出を受理しております。

報告2 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について、早岐地区1件を受理しております。

報告3 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について、日宇地区1件、大野地区3件、中里地区1件、相浦、九十九地区2件の計7件受理しております。

報告4 裁判所及び法務局への農地現況回答について、法務局における地目変更登記申請に伴い佐世保地区2件の現況照会があり、地区の委員及び事務局職員で現地調査を実施した結果、現況非農地として法務局に回答しております。

報告5 都市計画法に係る開発事前協議開催状況について、都市計画法に係る開発計画事前審査会が、相浦、九十九地区1件について開催されております。

報告6については、さきに第55号議案の中で報告したとおりです

以上です。

議長 以上で報告事項が終わりましたので、その他に移りたいと思います。事務局、お願いします。

事務局 【1月末の終期リスト及び農地の利用権設定の更新について】

【全国農業新聞の推進について】

【今後の業務スケジュール予定等について】

議長 以上で本日の総会を終了したいと思います、副会長からご挨拶をお願いします。

副会長 本日は、慎重にご審議をいただき、ありがとうございました。これを持ちまして、第6回総会を閉会いたします。お疲れ様でした。